

2 研究種目のルール

(1) 新学術領域研究（研究領域提案型）

① 目的

研究者又は研究者グループにより提案された、我が国の学術水準の向上・強化につながる新たな研究領域について、共同研究や研究人材の育成等の取り組みを通じて発展させる。

② 対象

次のいずれかに該当する研究領域であって、協同して推進する複数の研究者で構成される研究グループの有機的な連携の下に領域の学術水準の向上を図ることにより、革新的・創造的な学術研究の発展が期待できるもの。

- ・既存の学問分野の枠に収まらない新興・融合領域の創成を目指すもの。
- ・異なる学問分野の研究者が連携して行う共同研究等の推進により、当該研究領域の発展を目指すもの。
- ・多様な研究者による新たな視点や手法による共同研究等の推進により、当該研究領域の新たな展開を目指すもの。
- ・当該領域の研究の発展が他の研究領域の研究の発展に大きな波及効果をもたらすもの。
- ・学術の国際的趨勢等の観点から見て重要であるが、我が国において立ち遅れており、当該領域の進展に格段の配慮を必要とするもの。

③ 応募金額

1 研究領域の応募金額は、単年度当たり 1 千万円から 3 億円程度。

④ 研究期間（領域設定期間）

5 年間（左記以外の研究期間の応募は審査に付さない）

⑤ 採択予定領域数

おおむね十数領域程度（極めて厳選されたもの）

⑥ 研究領域の構成

「研究領域提案型」の研究領域を構成する研究課題の種別は、次のとおりです。

区 分	内 容
計画研究	研究領域を発展させるため、領域代表者（「総括班」の研究代表者）が、当該研究領域に関する研究を行う者をあらかじめ組織して、計画的に進める研究（総括班による計画を含む）
総括班	研究領域の全体的な研究方針の策定、企画調整、研究支援活動（研究領域内で共用する設備・装置の購入・開発・運用、実験試料・資材の提供など）等を行う組織（実際に研究を行わない組織） 当該研究領域の領域代表者が研究代表者となり、当該研究領域の「計画研究」の研究代表者が必ず組織の構成員（研究分担者及び連携研究者）になるものとする。また、「計画研究」の研究分担者を必要に応じて組織の構成員（研究分担者又は連携研究者）にすることもできる。
公募研究	一人又は少数の研究者が、当該研究領域の研究をより一層推進するために「計画研究」と連携しつつ行う研究であり、当該研究領域の設定後に公募する。

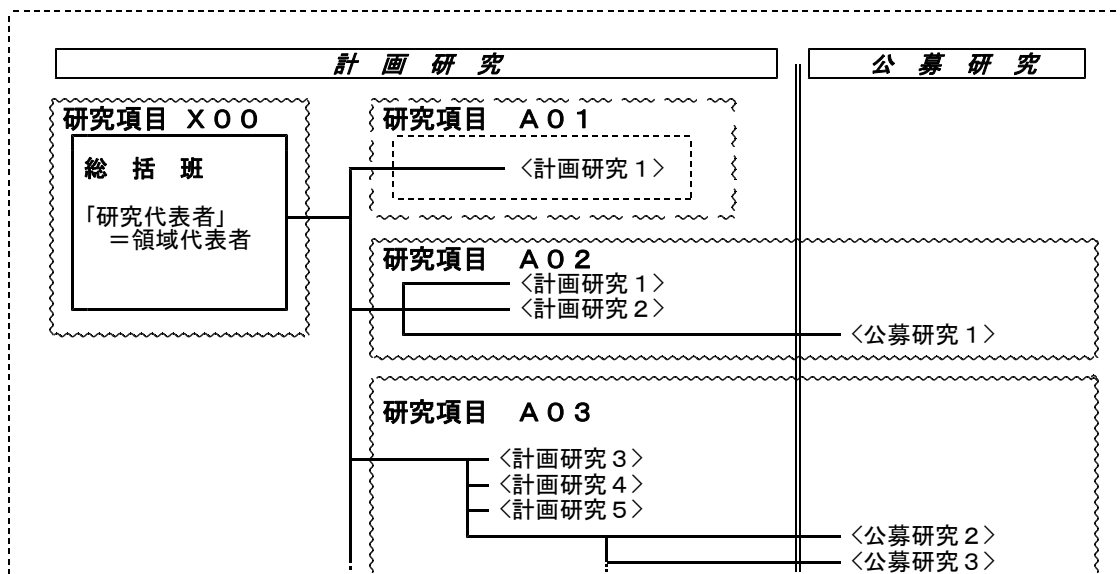
注 1. 研究領域には、「計画研究」を適当数設け、必ず「総括班」を 1 つ設定しなければならない。（「総括班」を設けていない場合には、応募研究領域は審査に付さない）

2. 研究領域には、必ず「公募研究」を設けなければならない。（「公募研究」を設けていない場合には、応募研究領域は審査に付さない）

3. 公募研究の研究期間は 2 年間（領域設定期間の 2 ～ 3 年目及び 4 ～ 5 年目）とし、領域設定期間の 1 年目と 3 年目に公募を行う。

4. 研究領域を効率的に発展させるため、研究テーマや領域における役割などにより「計画研究」や「公募研究」をグループ化した研究項目を設定することができる。

〔研究領域の構成（イメージ）〕



※研究項目には、電算処理の都合上、A01などの項目番号を付すことになりますが（総括班については、研究項目番号をX00とします。）、具体的な付番方法については、「平成20年度科学研究費補助金公募要領（新学術領域研究）別冊」をご覧ください。

⑦ 審査希望区分の選定

応募に際しては、研究計画の内容に照らし、審査を希望する区分を「人文・社会（人社）」、「理工」、「生物」、「人社・理工」、「人社・生物」、「理工・生物」、「人社・理工・生物」から必ず1つ選択してください。なお、「理工」については、「数物系科学」「化学」「工学」のうちから関係が深いと思われる区分を1つ又は複数選択してください。

⑧ 重複応募の制限

研究領域提案型に応募する場合の研究代表者及び研究分担者に関する重複応募の制限については、別表1（14頁参照）のとおりです。

⑨ 応募方法

(a) 応募書類

研究領域提案型では、まず領域計画書を審査してヒアリング対象領域の選定を行い、選定された領域について研究計画調書と併せて最終的な審査を行います。このため、応募書類については、(i)応募時に提出する書類、(ii)ヒアリング対象領域選定後に提出する書類の二段階で書類を提出していただくことになります。詳細については次のとおりです。

(i) 応募時に提出する書類

＜領域代表者が作成する書類＞

領域計画書 ※1	
「応募情報(Web入力項目)」※2	「応募内容ファイル(添付ファイル項目)」※3
電子申請システムにより入力 (研究組織及び経費欄の一部は各計画研究の研究代表者が入力し提出した応募情報が自動表示される)。	「領域計画書」応募内容ファイル(添付ファイル項目)を作成し、電子申請システムに添付

※1 領域計画書は領域代表者が作成してください。一度提出した領域計画書は変更できません。

※2 領域名、応募額等応募研究領域に係る基本データ、研究領域の組織に係るデータ等、領域代表者が電子申請システムにより、領域計画書作成時に入力する部分（研究組織及び経費欄の一部は各計画研究の研究代表者が入力し提出した応募情報が自動表示される）

※3 領域の目的、領域推進の計画・方法等、領域全体の内容に係る部分

＜計画研究の研究代表者が作成する書類＞

「応募情報(Web入力項目)」(研究計画調書の一部) ※
電子申請システムにより入力 (領域代表者に提出し、領域計画書に反映)

※ 研究課題名、応募額等応募研究課題に係る基本データ、研究組織に係るデータ等。各計画研究の応募情報は各計画研究の研究代表者が入力し、領域代表者に提出してください。一度提出した応募情報は変更できません。

(ii) ヒアリング対象領域選定後に提出する書類

＜計画研究の研究代表者が作成する書類＞

研究計画調書 ※1	
「応募情報(Web入力項目)」※2	「応募内容ファイル(添付ファイル項目)」※3
(i) で作成した応募情報を使用 (修正不可)	「応募内容ファイル(添付ファイル項目)」を作成し、電子申請システムに添付し提出 (ヒアリング対象領域選定後に作成)

※1 各計画研究の研究計画調書は各計画研究の研究代表者が作成し、領域代表者に提出してください。

※2 研究課題名、応募額等応募研究課題に係る基本データ、研究組織に係るデータ等。((i) で作成した応募情報)

※3 研究目的、研究計画・方法等の研究計画の内容に係る事項

重複応募の制限の確認及び審査資料の作成は、「領域計画書」及び「研究計画調書」の応募情報(Web入力項目)に基づき行うことから、記入漏れ、誤記入、応募書類相互の内容の不一致等により、当該応募研究領域が審査に付されないことや審査の結果に影響することがありますので、作成に当たっては十分注意してください。また、当該応募研究領域に係る応募情報(Web入力項目)及び応募内容ファイル(添付ファイル項目)を全て(各計画研究の応募情報(Web入力項目)を含む)提出しなければ、当該応募研究領域は審査に付されないの、十分注意してください。

「領域計画書」及び「研究計画調書」は、所定の様式と同一の規格とし、様式の改変は認めません。また、モノクロ印刷した「領域計画書」及び「研究計画調書」を審査委員に送付するため、印刷した際、内容が不鮮明とならないよう、作成にあたっては留意してください。

(b) 応募等の時期

「領域代表者」は、研究機関が行う諸手続の期限等に留意して、手続を進めて下さい。

「計画研究の研究代表者」(総括班の計画研究の代表者(領域代表者)を含む。)は、領域代表者から伝達される研究計画調書等の提出スケジュール、研究機関が行う諸手続の期限等に留意して、手続を進めてください。

時 期	領域代表者	計画研究の研究代表者
2月下旬～	・必要に応じ、日本学術振興会から「研究機関用の電子証明書」及び「ID・パスワード」を発行 ・各研究機関から研究者へ「ID・パスワード」を発行	
4月中旬	・日本学術振興会から「仮領域番号」を発行 ・各計画研究の研究代表者に「仮領域番号」及び「応募情報(研究計画調書の一部)」の提出(送信)スケジュールを伝達	・領域代表者に「仮領域番号」及び「応募情報(研究計画調書の一部)」の提出(送信)スケジュールを確認
4月下旬～	・「領域計画書」の作成(応募情報の入力、応募内容ファイルの作成)	・「応募情報(研究計画調書の一部)」の入力 ・領域代表者から伝達された日までに提出
5月16日(金)	・「領域計画書」の提出(承認処理)の締め切り	
ヒアリング対象領域の選定		
8月上旬	・各計画研究の研究代表者に「研究計画調書」の提出(送信)スケジュールを伝達	

8月上旬～		・「研究計画調書」の作成 ・領域代表者から伝達された日までに提出
8月下旬	・各計画研究の「研究計画調書」の提出（承認処理）の締め切り	

注) ヒアリング対象領域の選定について通知した後、「研究計画調書」の提出（承認処理）の締め切りまで2～3週間程度を予定しておりますので、速やかに対応できるようご注意ください。

また、審査の進捗状況によってはヒアリング対象領域の選定以降のスケジュールについて変更する可能性がありますのでご注意ください。

(c) 電子申請システムを利用した応募

日本学術振興会電子申請システム（以下、「電子申請システム」という。）を利用した応募書類の作成及び提出方法については、「Ⅲ電子申請システムを利用した応募の手続」（36～40頁）を参照し、必要な手続きを行ってください。

新学術領域研究（研究領域提案型）の新規の領域に関する重複応募の制限

1. 同一研究者が、計画研究の研究代表者又は研究分担者として応募できる研究領域数は、1件に限る。
2. 同一研究者が、同一研究領域内において研究代表者又は研究分担者として応募できる研究課題数は、1件に限る。
(総括班※に係る研究課題を除く。)
3. 上記「1」及び「2」に加え、新規の研究領域に研究代表者又は研究分担者として応募しようとする者(A欄)には、B欄の研究種目との間で、次表の重複応募の制限が課される。

※ 総括班とは、研究領域に必ず1つ設ける必要があり、当該研究領域の領域代表者と各計画研究の研究代表者により構成され、領域全体の研究方針の策定や、企画調整等を行う組織。

B 欄 A 欄			A欄と同一の研究領域		A欄以外の研究領域		新学術領域研究 (研究課題提案型)	特定領域研究								特別推進研究				基盤研究 (S)				若手研究 (S)		若手研究 (スタートアップ)		学術創成研究費		特別研究員奨励費・奨励研究					
			計画研究		計画研究			計画研究				公 募 研 究																							
			新規		新規			新規		新規		継続		新規		継続		新規		継続		新規		継続		新規	継続	新規	継続	継続		新規		継続	
			代表者	分担者	代表者	分担者		代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者
新規の研究領域	計画研究	代表者	×	×	×	×	×	×	×	×	▲	■	■	■	■	■	□	□	▲	▲	※		▲		※	▲	×	■	▲		—	—	—	—	
		分担者	×	×	×	×	×	×	×	×	▲	■	■		■		□		▲							×				—	—	—	—		

注) 公募研究の重複応募の制限については、新規の研究領域が採択された後に制定される公募要領に掲載されます。

注1. 新規の研究領域に、研究代表者又は研究分担者として応募する計画研究と、「基盤研究（A・B・C）」、「萌芽研究」、「若手研究（A・B）」及び「特別研究促進費（年複数回応募の試行）」との間で、重複応募の制限は課されない。

注2. 表の見方

「空欄」：A 欄、B 欄の応募研究課題とも審査に付される。

「×」：A欄、B欄の応募研究課題とも審査に付されない。

「▲」: B欄の応募研究課題のみ審査に付される。

「□」：A欄、B欄の応募研究課題とも審査に付されるが、B欄の応募研究課題が採択された場合には、A欄の「新学術領域研究」の研究課題の研究を実施してはならない。

「■」：A欄、B欄の応募研究課題とも審査に付されるが、A欄の「新学術領域研究」の研究課題が採択された場合には、B欄の研究課題については次のとおりとする。

研究代表者：当該研究課題の研究を実施してはならない。

研究分担者：当該研究課題の研究に加わってはいらない。

「※」：A欄、B欄の応募研究課題とも審査に付されるが、両方の応募研究課題が採択された場合には、いずれか一方の研究課題を実施してはならない。

「一」：公募要領に定めるルールにしたがえば、A欄、B欄の重複応募はあり得ないなど、重複の状況により対応が異なる。

(2) 新学術領域研究（研究課題提案型）

① 目的

確実な研究成果が見込めるとは限らないものの、当該研究課題が進展することにより、学術研究のブレークスルーをもたらす可能性のある、革新的・挑戦的な研究を支援する。

② 対象

一人又は少数の研究者で組織する研究計画であって、従来の分科・細目区分では採択されにくい、新興・融合分野等における革新的・挑戦的な研究計画。

③ 応募金額

単年度当たり 1 千万円程度

④ 研究期間

3 年間（評価により 2 年程度の延長を認めることを予定）

⑤ 採択予定課題数

80 課題程度

⑥ 審査希望分野の選定

「系・分野・分科・細目表」（別表 3・4 18～35 頁参照）から関係の深い分科を 2 つ選択。

⑦ 重複応募の制限

研究課題提案型に応募する場合の研究代表者及び研究分担者に関する重複応募の制限については、別表 2（17 頁参照）のとおりです。

⑧ 応募方法

(a) 応募書類

研究課題提案型の応募書類は次のとおりです。

<研究代表者が作成する資料>

研究計画調書※1	
「応募情報(Web入力項目)」※2	「応募内容ファイル(添付ファイル項目)」※3
電子申請システムにより入力	「応募内容ファイル(添付ファイル項目)」を作成し、電子申請システムに添付

※1 研究計画調書は研究代表者が作成してください。一度提出した研究計画調書は変更できません。

※2 研究課題名、応募額等応募研究課題に係る基本データ、研究組織に係るデータ等

※3 研究目的、研究計画・方法等の研究計画の内容に係る事項

重複応募の制限の確認及び審査資料の作成は、「研究計画調書」の応募情報（Web入力項目）に基づき行うことから、記入漏れ、誤記入、応募書類相互の内容の不一致等により、当該応募研究課題が審査に付されないことや審査の結果に影響することがありますので、作成に当たっては十分注意してください。また、「研究計画調書」の内容を全て提出しなければ、当該応募研究課題は審査に付されないの、十分注意してください。

「研究計画調書」は、所定の様式と同一の規格とし、様式の改変は認めません。また、モノクロ印刷した「研究計画調書」を審査委員に送付するため、印刷した際、内容が不鮮明とならないよう、作成にあたっては留意してください。

なお、研究課題提案型の応募書類は、書面審査と合議審査において使用される部分が異なります。（「平成20年度科学研究費補助金公募要領（新学術領域研究）別冊」参照）

(b) 応募等の時期

「研究代表者」は、研究機関が行う諸手続の期限等に留意して、研究代表者の手続を進めて下さい。

時 期	研究代表者
2月下旬～	・必要に応じ、日本学術振興会から「研究機関用の電子証明書」及び「ID・パスワード」を発行 ・各研究機関から研究者へ「ID・パスワード」を発行
4月中旬～	・「研究計画調書」の作成（応募情報の入力、応募内容ファイルの作成）
5月16日(金)	・研究計画調書（PDFファイル）の提出（承認処理）の締め切り

(c) 電子申請システムを利用した応募

日本学術振興会電子申請システム（以下、「電子申請システム」という。）を利用した応募書類の作成及び提出方法については、「Ⅲ電子申請システムを利用した応募の手続」（41～42頁）を参照し、必要な手続を行ってください。

新学術領域研究（研究課題提案型）に関する重複応募の制限

1. 同一研究者が、研究代表者又は研究分担者として応募できる研究課題数は、1 件に限る。
2. 上記「1」に加え、新規に研究代表者又は研究分担者として応募しようとする者（A 欄）には、B 欄の研究種目との間で、次表の重複応募の制限が課される。

B欄 A欄			新学術領域研究 (研究課題提案型)		新学術領域研究 (研究領域提案型)		特定領域研究						特別推進研究				基盤研究 (S)				基盤研究 (A)				基盤研究 (B)				萌芽研究				若手研究 (S)		若手研究 (A)		若手研究 (スタートアップ)		学術創成 研究費		特別研究員奨励費 ・奨励研究			
							計画研究			計画研究																																		
			新規		新規		新規		継続		新規		継続		新規		継続		新規		継続		新規		継続		新規		継続		新規		継続		新規		継続							
			代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者						
(新学術領域研究 研究課題提案型)	新規	代表者	×	×	×	×	×	×	▲	■					×	×	▲	▲	×		▲		×		▲		×		▲		×	▲	×	▲	×	■	▲		—	—	—	—		
		分担者	×	×	×	×	×	×	▲	■					×		▲		×		▲		×		▲				×	▲	×	▲	×		▲		—	—	—	—				

注 1. 代表者として応募する新規の研究課題と、「基盤研究 (C)」、「若手研究 (B)」及び「特別研究促進費 (年複数回応募の試行)」との間で、重複応募の制限は課されない。

注 2. 表の見方

- 「空欄」：A 欄、B 欄の応募研究課題とも審査に付される。
- 「×」：A 欄、B 欄の応募研究課題とも審査に付されない。
- 「▲」：B 欄の応募研究課題のみ審査に付される。
- 「■」：A 欄、B 欄の応募研究課題とも審査に付されるが、A 欄の「新学術領域研究」の研究課題が採択された場合には、B 欄の研究課題については次のとおりとする。
研究代表者：当該研究課題の研究を実施してはならない。
研究分担者：当該研究課題の研究に加わってはならない。
- 「—」：公募要領に定めるルールにしたがえば、A 欄、B 欄の重複応募はあり得ないなど、重複の状況により対応が異なる。